

国住指第1137号  
平成26年7月2日

関係団体の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した  
建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」について

建築基準法において、建築主は、工事完了後、建築主事又は指定確認検査機関による完了検査を受けて検査済証の交付を受けなければなりません。しかしながら、過去において、検査済証の交付を受けていない建築物が存在し、こうした建築物は、交付を受けた確認済証のとおり建築基準法に適合するよう適切に工事がなされたかどうかは明らかではありません。

こうした既存建築ストックを増改築等する際には、建築当時の建築基準法に適合しているかどうかを確かめることが求められることとなります。

こうした状況を踏まえ、既存建築ストックの有効活用の円滑化の観点から、指定確認検査機関を活用し、検査済証のない建築物について建築基準法への適合状況を調査するための方法を示したガイドラインを別添のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、本ガイドラインを業務上の参考としていただきますようお願いいたします。

今回の通知にあわせ、本ガイドラインにおける調査者として業務を実施する指定確認検査機関のうち、特定行政庁等への情報提供やホームページへの掲載を希望される場合は、別紙のとおり届出をできるようにしています。国土交通省では、広く情報提供を図りますので、こちらの情報も有効にご活用いただきますようお願いいたします。

なお、全国の特定行政庁及び指定確認検査機関に対しても、本ガイドラインについて通知していることを申し添えます。